新型コロナ感染症の影響による
特別労働相談窓口

電話番号　０７４２－３２－０２０２
受付時間　９時００分～１７時００分
電話・来庁どちらでも可（土日・祝日除く）

監督署・ハローワーク・助成金センターでもご相談をお受けします

解雇、賃金不払い、休業手当の支給など　・・・管轄監督署
雇用調整助成金　・・・助成金センター
事業活動の縮小に伴う従業員の雇用など・・・管轄ハローワーク

連絡先、管轄区域等は別紙をご覧ください

【小学校等の臨時休業に伴う支援】

コールセンター　電話：０１２０－６０－３９９９
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

助成金のご案内・・・・・・・・・・・☞ 別添1　お子様一時預かり先情報・・・☞ 別添2

～「特別休暇制度」導入のご案内～

労働者が安心して休めるよう、病気療養のための休暇など、特別休暇制度の導入に関するコンサルティング（電話、訪問）も無料で実施しています。

「企業が有給の特別休暇を導入してくれない」等の労働者からの相談にも応じています。

※特別な休暇制度について「働き方・休み方改善ポータルサイト」
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

※「働き方・休み方コンサルタント」等のご案内
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shisaku-shiensaku/

奈良労働局雇用環境・均等室
所 在 地　奈良市法蓮町３８７
奈良第三地方合同庁舎２Ｆ

※労働相談以外のご相談は、下記へご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口
電話番号　0120－565653（フリーダイヤル）
受付時間　9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○帰国者・接触者相談センター
新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

新型コロナウイルス相談内容別　担当先リスト　《奈良労働局》

【「労働基準」関係】

◎奈良労働局又は管轄労働基準監督署

問い合わせ内容	担当部署	連絡先
○監督関係 ・解雇、賃金不払い、休業手当の支給の有無等	労働局 監督課	0742(32)0204
	管轄監督署	管轄区域及び連絡先は別添参照
○安全衛生関係 ・就業制限（就業させても良いか）、帰国者等濃厚接触者への健康管理面の対応等	労働局 健康安全課	0742(32)0205
	管轄監督署	管轄区域及び連絡先は別添参照
○労災適用関係 ・業務上疾病として労災適用されるのか等	労働局 労災補償課	0742(32)0207
	管轄監督署	管轄区域及び連絡先は別添参照
○最低賃金関係	労働局 賃金室	0742(32)0206
	管轄監督署	管轄区域及び連絡先は別添参照

【「雇用調整助成金」関係】

◎奈良労働局 職業安定部助成金センター　　管轄ハローワーク

問い合わせ内容	担当部署	連絡先
○「雇用調整助成金」とは、どのようなものですか？	助成金センター(ハローワーク奈良・大和郡山管内) ハローワーク大和高田・桜井・下市	0742-35-6336 管轄区域及び連絡先は別添参照
○新型コロナウィルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされています。どのような手続きをすることができますか？		
○新型コロナウィルス感染症の影響で生産量や売上高が落ちています。従業員を休ませて休業手当を払っています。申請手続きはどのようにするのですか？		

【「雇用保険」関係】

◎奈良労働局　管轄ハローワーク

問い合わせ内容	担当部署	連絡先
○罹患者の失業給付受給申込 現在罹患しているが、失業給付を受ける申込はできるか。	管轄ハローワーク	管轄区域及び連絡先は別添参照
○受給中の感染 失業給付を受給中だが、感染の診断を受けた。安定所に行かなければならないか。		
○感染予防 失業給付を受給中で、認定日の手続で安定所に行くように言われている。今自分は感染していないが、人ごみは避けたいので外出したくない。支給はどうなるか。どのように手続きすればよいか。		

労働基準監督署・ハローワーク一覧

労働基準監督署

労働基準監督署	所　　在　　地	電話番号	管轄区域
奈良労働基準監督署	〒630-8301 奈良市高畑町552 奈良第２地方合同庁舎	0742-23-0435 （4/1からは0742-85-6437）	奈良市・大和郡山市・天理市 生駒市・生駒郡・山辺郡
葛城労働基準監督署	〒635-0095 大和高田市大中393	0745-52-5891	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡
桜井労働基準監督署	〒633-0062 桜井市粟殿1012	0744-42-6901	桜井市・宇陀市・磯城郡 宇陀郡・吉野郡のうち東吉野村
大淀労働基準監督署	〒638-0821 吉野郡大淀町下渕364-1	0747-52-0261	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）

ハローワーク

ハローワーク	所　　在　　地	電話番号	管轄区域
ハローワーク奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎１Ｆ	0742-36-1601	奈良市・天理市・生駒市・山辺郡
ハローワーク大和高田	〒635-8585 大和高田市池田574-6	0745-52-5801	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡
ハローワーク桜井	〒633-0007 桜井市外山285-4-5	0744-45-0112	桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡 吉野郡のうち東吉野村
ハローワーク下市	〒638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）
ハローワーク大和郡山	〒639-1161 大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355	大和郡山市・生駒郡

事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

令和２年２月27日から３月31日までの間に

- **新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども**
- **新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども**

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！

＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

○ **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×１０／１０**

具体的には、対象労働者１人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

○ **令和２年３月18日～６月30日まで**です。

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の２種類の様式があります。

＊事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について１度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター　**※土日･祝日含む**

０１２０－６０－３９９９　**（受付時間：９：00～21：00）**

③申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）**に郵送（配達記録が残るもの）してください。**（本社等の所在地により以下の４つに分かれます）

- **関東地区**　（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
  〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2　6階662執務室
- **東北、関西、四国、中国地区**
  （青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
  〒105-0014 東京都港区芝２-２８-８　芝二丁目ビル4階
- **北陸、中部、九州・沖縄地区**
  （新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
  〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階
- **北海道地区**
  〒550-8798　大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**

・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

・**新型コロナウイルスに感染した者**　・**発熱等の風邪症状**が見られる者

・**新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者**

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。

・上記のほか、**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：**学校の元々の休日以外の日**　（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）

・その他の施設（放課後児童クラブ等）：**本来施設が利用可能な日**

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・**学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象**

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

令和２年３月18日作成

厚生労働省

※厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

○ **令和2年2月27日から3月31日**の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円（定額）**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

○ **令和2年３月１８日から６月３０日まで**です。

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ **「臨時休業等」とは**

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。（※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- **新型コロナウイルスに感染した者**
- **発熱等の風邪症状が見られる者**
- **新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者**

令和２年３月18日作成

（３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

〈例〉
- **業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）**
- **業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）**
- **業務の日時　（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日　など）**

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- **時間や日を基礎として計算されるもの**
- **作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの**

など、**作業量や成果物により、報酬が算定されるもの**が該当します。

（４）小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと**

※　ただし、上記（２）②の子どもの世話を行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ **支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、**

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター　　※土日･祝日含む
０１２０－６０－３９９９　（受付時間：９：00～21：00）

◎ **申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。**

臨時休業　個人委託　検索

※ **提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。**
※ **申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)**
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※ **詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。**
※ **収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

お子様の一時預かり先などをお探しの皆さまへ

厚生労働省子ども家庭局

各市町村では、お子さんの一時預かりなどが必要な方へ、以下のようなサポートを行っています。
詳しくはお住まいの市町村の子ども・子育て支援担当部局にお問い合わせください。

放課後児童クラブ

●保護者が昼間家庭にいないお子さんが、放課後や長期休暇に、小学校の教室や児童館などで過ごすことができます。

ファミリー・サポート・センター

●子育て中の方を対象に、お子さんの一時的な預かりを希望する方と、受け入れを希望する方とのマッチングを行っています。

地域子育て支援拠点

●地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
　地域の子育て情報の発信や、子育てに関する講習会等を実施しています。

一時預かり保育

●急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに沿った、一時預かりを行っています。幼稚園終了後や、土曜日などにも預けることができます。